

○所沢市議会政策討論会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、所沢市議会基本条例（平成21年所沢市条例第1号）第14条の規定に基づき実施する政策討論会（以下、「討論会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(討論会の所管)

第2条 討論会は、年一回以上開催するものとし、広聴広報委員会が所管する。

2 討論会の開催日時、会場及び討論テーマは、広聴広報委員会において協議する。

(組織及び運営)

第3条 討論会に参加する議員（以下、「参加議員」という。）は、討論テーマの決定後速やかに募集する。

2 討論会は、原則議員12人以内で組織する。

3 討論会には、座長1人及び副座長1人を置く。

4 座長及び副座長は、参加議員の互選により決定する。

5 座長は、討論会の会務を総理し、副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

6 組織後の討論会の運営は、原則として座長を中心に参加議員によって行うものとする。

(委員会における実施)

第4条 討論会は、委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会をいう。以下同じ。）においても実施することができるものとする。

2 前項の実施に当たっては、本要綱の規定にかかわらず、委員会運営に準じて行うものとする。

(意見の活用)

第5条 討論会において取りまとめられた結論及び意見等を次に掲げる目的のために活用するものとする。

- (1) 委員会における審査又は政策立案
- (2) 執行機関への政策提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会における政策形成への反映

(会議の公開)

第6条 討論会は、公開とする。

(記録及び公表)

第7条 討論会の開催に際し、座長は、参加議員の氏名、会議の概要その他必要な事項を簡潔に記録する。

- 2 討論会の開催及び前項の記録は、ホームページ等により公表する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、討論会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月27日から施行する。

(所沢市議会政策討論会設置要綱の廃止)

- 2 所沢市議会政策討論会設置要綱（平成21年6月9日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。